

平成29年5月22日

午 ⑧ 8時 31分 受領  
後

平成29年5月22日

京丹波町議会議長 野口 久之 様

京丹波町議会議員 山崎 裕二

### 一般質問通告書

次のとおり通告します。(一問一答方式)

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1 道路の維持修繕について	<p>(1) 町内の道路のうち、国道、府道、町道、認定外道路ごとの路線数、延長はどのような状況か。</p> <p>(2) ボランティア・ロード丹波の参加者数は、ここ数年、どのような傾向にあるのか。</p> <p>(3) 国道事務所は、地下道や歩道橋などのメンテナンスをどのくらいの頻度で行っているのか。</p> <p>(4) 府民公募型整備事業で採択のあったもので、町内において、未着手となっている道路関連事業は何件か。未着手件数／採択件数はどのくらいか。また、その内容の詳細(安心・安全整備、景観整備の区分別)はどうか。</p> <p>(5) 協議や調整に日数がかかり、年度内完了が困難になったことなどを理由に、ここ数年、町道整備に繰越が多発している。協議や調整はどのくらいの余裕をもって、どのような手順で進めているのか。</p> <p>(6) 町道の新設や改良の際、歩道や蓋付き側溝の整備は同時並行で進んでいるのか。</p> <p>(7) 地域などの要望にもとづき、町道の維持修繕を実施した件数は、ここ数年、何件ほどで推移しているか。実施件数／要望件数はどのくらいか。</p> <p>(8) 地域などの要望にもとづき、町道の交通安全施設の改善を実施した件数は、ここ数年、何件ほどで推移しているか。実施件数／要望件数はどのくらいか。</p> <p>(9) 住民自らが、パソコンやスマートフォンなどを通じて、道路の異常などを通報できる仕組みがあり、自治体での運用が次々と始まっている。異常箇所の迅速な確認・修繕に大きく寄与しているとの評判である。町においても、採用を検討すべきではないか。</p> <p>(10) 地域ほかの申し出などにより、ボランティアによって、町道などの維持修繕が実施された件数は、ここ数年、何件ほどで推移しているか。それらはどのような内容であったか。</p> <p>(11) 国家賠償法 第2条、いわゆる2条責任では、国や自治体に対して、道路などの設置管理に瑕疵があった場合に生じた損害賠償責任を規定している。具体的には、道路に穴が開いていたため、そこにつまずいて、転んで、ケガをしたような場合でも、国や自治体が損害賠償責任を負う。道路の維持修繕などにおいて、2条責任をどのように含み置きしているか。</p> <p>(12) 区または自治会による認定外道路の整備は進んでいるのか。現下の認定外道路の状況を鑑みて、安心安全に繋げる整備の進捗具合をどのように評価しているか。</p>	町長

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	(13) 認定外道路の維持にかかる住民負担軽減のために、住宅団地を通る幹線道路などを対象に、町認定外道路整備事業補助金の補助率および上限額の引き上げを行うべきではないか。	
2 小学校の1クラス児童数について	<p>(1) 五つの小学校における普通教室の面積はそれぞれ何㎡か。また、同教室の縦横の長さはどうなっているか。</p> <p>(2) 五つの小学校における普通教室の学童机サイズは、旧 JIS 規格(幅 60 cm×奥行 40 cm) または新 JIS 規格(幅 65 cm×奥行 45 cm) のいずれか。各学年の学童机において、そのサイズを採用した理由は何か。</p> <p>(3) 五つの小学校における普通教室に配置している備品(テレビや事務机、据え置き型空調機器など)が占める面積はどのくらいか。</p> <p>(4) 丹波ひかり小学校で、児童の転出などにより、今年度より、2学級から1学級となった学年がある。学級編制は、個別の学校ごとの実情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、市町村別の教職員定数等の範囲内で学級編制の弾力的運用が可能となっている。そのまま2学級を維持することはできなかったのか。</p> <p>(5) 児童生徒に対する広義での教育的配慮の観点には、ハート面(安心安全な学校・通学環境やいじめなどがなく、充実した学校生活を送れることなど)、ソフト面(学校や先生が教育的に充実し、質的に高い授業などに結びついていることなど)およびハード面(冷暖房空調機器の設置や最新の情報機器、インターネットの導入など、備品環境が物理的に高い水準にあることなど)からの対応があると考え。同時並行的な実現が望ましいのは、重々、承知するが、仮に、プライオリティをつける必要に迫られた場合、どの面からの実現を目指すか。</p> <p>(6) 学級規模が小さいほど、学級の安定化、学習習慣などの定着、学力の向上などに高い成果が得られるとする調査報告・研究などは枚挙にいとまがない。この点をどのように評価するか。</p> <p>(7) チームティーチングと学級規模の引き下げを比較衡量した調査報告などにおいては、どのような指摘が一般的となっているか。</p> <p>(8) 来年度以降も、入学者数が多い小学校でも、30人台がつづくと聞く。京都式少人数教育から、さらに一步踏み込み、町独自の施策として、30人学級編成とし、ハート面・ソフト面の教育的配慮をいっそう充実していくべきではないか。</p>	教育長
3 保育所のお弁当持参について	<p>(1) 夏・冬・春休みの希望保育を含み、保育所にお弁当を持参する日数は年間、何日か。また、遠足などの園外保育の日を差し引くと、何日になるか。</p> <p>(2) 近隣市町の公立保育所において、お弁当持参の状況はどうなっているか。また、近隣市町においては、夏・冬・春休みの希望保育時は給食実施、お弁当持参のいずれとなっているか。</p> <p>(3) 夏・冬・春休みの希望保育を含む日常的な保育の日に、定期的にお弁当持参を設定する理由は何にか。また、その際、こういったお弁当でお願いいたしますといった依頼を保護者の方に行っている点はあるか。</p> <p>(4) 特に夏場に持参するお弁当の衛生管理はどのようにしているか。</p> <p>(5) 夏・冬・春休みの希望保育時に、給食を実施することはできないのか。</p>	町長

1 質問の要旨は、具体的に記載する。

2 質問の相手は、町長、行政委員会の長、または監査委員とする。